

議案第47号

鶴ヶ島市印鑑条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市印鑑条例（昭和51年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年8月29日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で電子証明書が記録されたスマートフォンを使用して印鑑登録証明書を取得できること等したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市印鑑条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市印鑑条例（昭和51年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第16条の2第1項の移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第14条第3項の改正規定中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める部分は、公布の日から施行する。